

第4章 計画の推進に向けて

4.1. 計画の周知

本計画で検討した事項の普及を図るためには、市民、事業者の理解と協力が必要となります。このため、本計画で検討した内容及び毎年度における計画の進捗状況については、以下の取組を通じて市民や事業者によく周知を図っていきます。

- 本計画概要版等を活用した住民への周知説明
- 市広報やホームページを通じたごみの減量化の取組などについての情報発信

4.2. 計画の進行管理

本計画の内容を着実に推進していくため、坂井市ゼロカーボン推進本部、環境基本計画庁内推進会議、坂井市廃棄物減量等推進審議会及び環境審議会の推進体制の整備を図るとともに、それぞれが連携して進捗管理を行います。

4.2.1. 推進体制の整備

本計画が坂井市環境基本計画の一般廃棄物処理・資源循環にかかわる部分の実行計画であることを明確に位置付け、市民・事業者・市の3者による協働の取組を進めます。また、市民による取組を強化するため、各種関係団体との連携による普及を推進します。

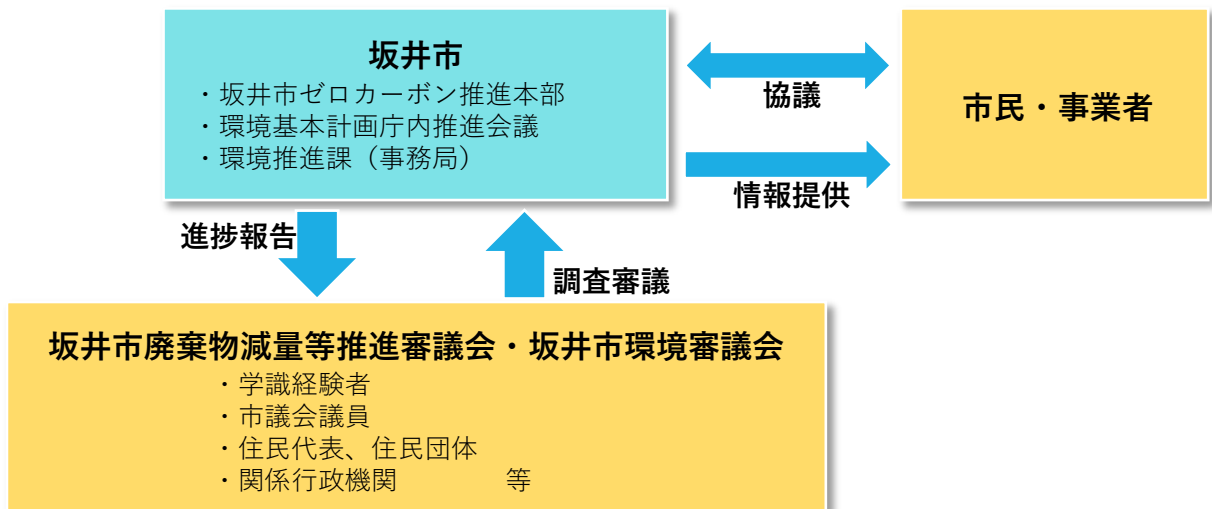


図 4-1 本計画の推進体制

4.2.2.進行管理

進行管理は、各施策の取組状況や本計画で定められている各目標値について、PDCAサイクルに基づいて毎年把握、評価していきます。計画の進捗状況を管理していくとともに、市民や事業者に対して広報などを通じて公表していきます。

- ・坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定める、坂井市廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催し、計画事業の進捗状況に対する市民、事業者からの意見を聴取します。
- ・施策の取組状況、数値目標の進捗状況について、定期的に評価を行います。
- ・実施状況と成果について、広報などを通じて公表していきます。
- ・計画改定時には、計画期間全般の施策の取組状況、数値目標の達成状況について、坂井市廃棄物減量等推進審議会に報告します。